



事業主の皆さんへ

期限までに給与支払報告書の提出を

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

事業主は、令和5年1月1日～12月31日に給与等を支払った場合、令和6年度給与支払報告書を作成し、給与の支払いを受ける者が令和6年1月1日現在居住する市町村に提出しなければなりません。個人別明細書1枚に総括表を添えて提出してください。

提出期限は1月31日(水)ですが、事務処理の都合上1月17日(水)までの提出にご協力ください。

マイナンバーの記載が必要です

給与支払報告書にはマイナンバー(法人番号・個人番号)の記載が必要です。個人事業主は「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載し、本人確認書類(マイナンバーカードなど)の写しを添付してください。

必ず個人住民税の特別徴収を

給与所得者の個人住民税(個人市民税・県民税)は、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市に納入することになっています。パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含む全ての従業員が対象です。ただし、退職者と次のa～dに該当する場合は、普通徴収にすることができます。

- a 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d 退職予定者(5月末までに退職予定の人)



軽自動車税環境性能割の税率が変わります

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 📠229-3331

取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得するときにかかる軽自動車税環境性能割について、環境への負荷が低減されていない軽自動車に適用される税率は2%ですが、環境への負荷が低減されている軽自動車を取得する場合には、その低減

の程度に応じた税率が適用されており、令和6年1月1日取得分より、下表の税率に変更されます。なお、賦課徴収は県が実施しています。詳しくは三重県自動車税事務所(☎253-8057)にお問い合わせください。

軽自動車税環境性能割税率 ※取得期間が令和6年1月1日～令和7年3月31日の車両に限る

車種	区分	排出ガス要件	燃費要件	適用税率	
				自家用	営業用
乗用車	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準116%達成) ^{*1}	非課税	非課税
			令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準102%達成) ^{*1}	1.0%	0.5%
			令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	上記以外	2.0%	2.0%		
トラック (車両総重量 2.5t以下)	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和4年度燃費基準105%達成 (平成22年度燃費基準+63%達成) ^{*2}	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+55%達成) ^{*2}	1.0%	0.5%
			令和4年度燃費基準95%達成 (平成22年度燃費基準+47%達成) ^{*2}	2.0%	1.0%
	上記以外	2.0%	2.0%		
その他	電気自動車、燃料電池自動車			非課税	非課税
	天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準Nox10%低減)				

※1 令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

※2 平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値およびWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用